

00356

1 昭和37年6月16日 土曜日 鳥取県公報 (号外) 第41号 (第3種郵便物認可)

毎週火、金曜日  
昭和四年四月十五日

(但休日  
に当る  
三種郵便物認可)

は翌日)

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇ 告 示 昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十七号の一部改正
- ◇ 公安告示 道路の交通に関する規制の一部改正

## 告 示

### 鳥取県告示第三百四十五号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号(児童福祉収容施設措置費の保護単価)の一部を次のように改正し、昭和三十七年四月一日から適用する。

昭和三十七年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表(一)、(二)を次のように改める。

別表(一)

事務費の児童一人当りの保護単価表(月額)

(昭和37年4月1日から適用)

施設区分	施設名	地域区分	寒冷地手当級地区分	算出上の所要単価		国の示す単価		設定保護単価	適用人員	備考
				一般分	寒冷地加算	一般分	寒冷地加算			
教護院	奨徳学校	乙	1級地	6,808	55	4,647	36	4,683	88	
精神薄弱児施設	晉成学園	乙	〃	6,493	51	4,468	37	4,505	84	
盲児施設	積善学園	乙	〃	5,909	48	5,607	35	5,642	30	
ろうあ児施設	積善学園	乙	〃	4,511	36	3,450	23	3,473	90	
養護施設	鳥取こども学園	乙	〃	3,553	27	3,376	29	3,403	80	
	青谷こども学園	丙	〃	3,801	30	3,701	34	3,731	30	
	因伯子供学園	乙	〃	3,738	29	3,581	31	3,610	60	
	光徳子供学園	丙	〃	4,090	32	3,701	34	3,733	30	
	聖園天使園	乙	〃	3,735	29	3,376	29	3,405	80	
乳児院	米子乳児院	乙	〃	12,762	105	12,611	86	12,697	15	
精神薄弱児通園施設	若草学園	丙	〃	4,617	34	3,757	30	3,787	30	
母子寮(県措置分)	郡家母子寮	丙	〃	4,876	37	5,343	37	4,913	20	世帯
	赤碓母子寮	丙	〃	1,392	7	5,343	9	1,399	19	
	鳥取母子寮	乙	〃	3,473	25	5,623	22	3,495	17	
母子寮(市措置分)	倉吉母子寮	丙	〃	3,487	25	5,343	17	3,504	11	
	米子東母子寮	乙	〃	2,788	19	5,623	12	2,800	15	
	米子西母子寮	乙	〃	2,407	17	5,623	10	2,417	18	

3才未満の者の加算分(月額)

施設区分	施設名	地域区分	一人当り加算額	備考
養護施設	鳥取こども学園	乙	1,593	
	青谷こども学園	丙	1,510	
	因伯子供学園	乙	1,593	
	光徳子供学園	丙	1,510	
	聖園天使園	乙	1,593	

昭和37年6月16日

別表(二)

事業費の児童一人当りの単価表

経費の種目 種別	生活諸費 (日額)	生活諸費以外の事業費							連戻費 里親手当 保護受託者手当 (月額)
		教育費 (月額)	学校給食費 (年額)	見、学 旅行費 (年額)	入進学 支度金 (年額)	期末一時 扶助額 (年額)	職業費 補導費 (月額)	葬祭費 1件当り	
養護施設	119円61 内 { 飲食物費 84円31 間食費 5.00 日常諸費 30.30	小学校 円 第1学年 201 第2学年 239 第3学年 262 第4学年 280 第5学年 276 第6学年 294	その学校 において 徴収され る実費	小学校 第6学年 750円 中学校 第3学年 1,900円	小学校 第1学年入 学児童 中学校 第1学年 学児童 各2,000円			2,000円	連戻費所 定の实費
教護院	119円61 内 { 飲食物費 84.31 間食費 5.00 日常諸費 30.30	中学校 第1学年 455 第2学年 413 第3学年 371	その学校 において 徴収され る実費				260円	通所のた だし火 葬に要す る費用に つき葬祭 地の市町 村条例等 に定めが あつかつ その定め る額が 550円を こえると きはその こえる額 を加算し た額とす る	
精神薄弱児施設	119円61 内 { 飲食物費 84.31 間食費 5.00 日常諸費 30.30	(1) 教護院にあ つては教材費と して小学校該 児8円中学校該 児12円をそれ ぞれ加算した額 とする						費の実費	
盲児施設	119円61 内 { 飲食物費 84.31 間食費 5.00 日常諸費 30.30	(2) 盲ろうあ児 施設の高部 第1学年 } 280円 第2学年 } 第3学年 }							
ろうあ児施設	119円61 内 { 飲食物費 84.31 間食費 5.00 日常諸費 30.30	(3) (加算分) イ 通学のため の交通費 ロ 中学校に在 学する児童の技 術家庭科教材費 の実費(年額 600円を限度と する)					(一般分) 260円 (乳児分) 130円		
里親	(一般分)119円61 内 { 飲食物費 84.31 間食費 5.00 日常諸費 30.30 (乳児分)120円38 人工栄養費 85円08 内 { 間食費 5.00 日常諸費 30.30							里親手当 250円	
し体不自由児施設									
虚弱児施設	(一般分)133円06銭 内 { 飲食物費 97.76 間食費 5.00 日常諸費 30.30 (加算分) 結核性虚弱児加算費 40円00						260円		
乳児院	134円76 内 { 人工栄養費 85.08 間食費 5.00 日常諸費 44.68						130円		
母子寮	日常諸費 4円98 給食費(保育室) 3才以上児 { 給食費 13.17 間食費 3.00 3才未満児 38.06								
精神薄弱児通園施設	44円44 内 { 飲食物費 28.10 間食費 3.00 日常諸費 13.34								
保護受託者								保護受託 者手当 250円	
情緒障害児短期治療施設	119円61 内 { 飲食物費 84.31 間食費 5.00 日常諸費 30.30	小学校 中学校 第1学年 第1学年 201 453 第2 239 第2 413 第3 262 第3 371 第4 280 第5 276 第6 294							

原田 昭

### 公安委員会規則

鳥取県公安委員会告示第二十号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号

(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正する。

昭和三十七年六月十六日

鳥取県公安委員長 堀安成文

#### 2 一方通行の表中

削り、

県道鳥取停車場線鳥取市東品治町五八の一  
三番地地先から同市東品治町一一五の一三  
番地地先までの間

同上

一八〇メートル

同上区間車両(軽車両を除く。  
)は午前五時から午後十時ま  
で別図(一)のとおり通行する。

を

県道西町鳥取停車場線鳥取市今町二丁目一  
五二番地地先から同市瓦町一三三番地地先  
までの間

同上

一一九メートル

右同

を

県道西町鳥取停車場線鳥取市今町二丁目一  
五二番地地先から同市瓦町一三三番地地先  
までの間

同上

一一九メートル

同上区間車両(軽車両を除く。  
)は午前五時から午後十時ま  
で別図(一)のとおり通行する。

に、

市道火災復興八号線鳥取市川端一丁目六〇  
番地地先から同市川端二丁目五二番地地先  
までの間

同上

二五〇メートル

同上区間車両(軽車両を除く  
)は別図(一)のとおり通行す  
る。

を

3 速度制限の表中

改める。

市道火災復興八号線鳥取市川端一丁目六〇番地地先から同市川端二丁目五二番地地先までの間	同上 二五〇メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)は別図(一)のとおり通行する。
市道火災復興九号線鳥取市川端四丁目七九番地地先から同市藪片原町一九番地地先までの間	同上 四四〇メートル	右同
市道火災復興七号線鳥取市元魚町三丁目六番地地先から同市新町九番地地先までの間	同上 四四〇メートル	右同
一級国道九号線岩美郡岩美町大字岩井六三番地地先から同地内三二〇番地地先までの間	三〇〇メートル	二五キロメートル
一級国道九号線岩美郡岩美町大字岩井六三番地地先から同地内三二〇番地地先までの間	三〇〇メートル	三〇キロメートル
一級国道九号線岩美郡岩美町大字大谷三三番地地先から同地内八二〇番地地先までの間	一、〇〇〇メートル	二五キロメートル

を に を に

改め、

削り、

一級国道九号線岩美郡岩美町一・一三五大字蒲生九〇六の一番地地先から同地内の一番地地先までの間	六〇〇メートル	二五キロメートル
県道鳥取城崎線岩美郡岩美町大字大谷三三番地地先から同地内八二〇番地地先までの間	一、〇〇〇メートル	三〇キロメートル
一級国道九号線岩美郡岩美町大字蒲生九〇六の一番地地先から同地内一、一三五の一番地地先までの間	六〇〇メートル	三〇キロメートル
一級国道二十九号線岩美郡津の井村大字柱木二九三番地地先から同村大字海蔵寺六九番地地先までの間	四五〇メートル	二五キロメートル
県道鳥取停車場線、一級国道九号線に亘る鳥取駅前から同市鳥取県庁前丁字路まで一、三五〇メートルの間及びこれに連絡する旧市内の各道路	旧市内一円	三〇キロメートル

を に を に

鳥道鳥取停車場線及び一級国道二十九号線鳥取駅前から同市鳥取県庁前丁字路まで一、三五〇メートルの間及びこれに連絡する旧市内の各道路(鳥取市田島四四番地地先から同市田島一三九の一番地地先まで八〇〇メートルの間を除く。)

旧市内一円

三〇キロメートル(ただし、上記ただし書の区間は、第一種原動機付自転車を除いて四〇キロメートルとす。)

に、

一級国道九号線西伯郡名和町大字御来屋九〇の一番地地先から同地内七五七番地地先までの間

一、〇五〇メートル

二五キロメートル

を

一級国道九号線西伯郡名和町大字御来屋九〇の一番地地先から同地内七五七番地地先までの間

一、〇五〇メートル

三〇キロメートル

に、

二級国道岡山松江線米子市八幡七二二番地地先から同市五千石七〇八番地地先までの間

二〇〇メートル

二五キロメートル

を

鳥道米子境線米子市夜見町一、九四五番地地先から同地内二、一九〇番地地先までの間

三五〇メートル

二五キロメートル

を

二級国道岡山松江線米子市八幡七二二番地地先から同地内七〇八番地地先までの間

二〇〇メートル

三〇キロメートル

に、

鳥道米子境線米子市夜見町一、九四五番地地先から同地内二、一九〇番地地先までの間

三五〇メートル

三〇キロメートル

を

一級国道九号線西伯郡日吉津村大字富吉三六一番地地先から同村大字日吉津九〇四番地地先までの間

四〇〇メートル

二五キロメートル

に、

一級国道九号線西伯郡日吉津村大字富吉三六一番地地先から同村大字日吉津九〇四番地地先までの間

四〇〇メートル

三〇キロメートル

鳥道米子飛行場線、鳥道米子境線、鳥道米子港後藤停車場線に亘る米子市米子駅前から同市内後藤駅前まで二、九〇〇メートルの間及びこれに連絡する旧市内各道路、ただし、右区間の内米子市角盤町四丁目二番地地先から同市糺町二丁目七番地地先まで一〇〇メートルの間及び同市角盤町一丁目二九番地地先から同市加茂町二丁目五一

旧市内一円(ただし、上記ただし書の場所を除く。)

三〇キロメートル

を

二級国道広島米子線日野郡日野町大字黒坂一八六番地地先から同地内一、二九二番地地先までの間	一、〇〇〇メートル	二五キロメートル
二級国道広島米子線日野郡日南町大字矢戸一、一七二の二番地地先から同大字三栄一、七三〇番地地先までの間	四六〇メートル	二五キロメートル
主要地方道米子石見新見線日野郡日南町大字中石見九〇の一番地地先から同町大字上石見八二九番地地先までの間	七〇〇メートル	二五キロメートル
二級国道広島米子線日野郡日南町多里六三八番地地先から同町萩原一、一五九番地地先までの間	七五〇メートル	二五キロメートル
二級国道岡山松江線日野郡日野町根雨一四一番地地先から同地内九〇七の三番地地先までの間	一、〇〇〇メートル	三〇キロメートル
二級国道広島米子線日野郡日南町生山六二番地地先から同地内一五八番地地先までの間	六三〇メートル	三〇キロメートル
二級国道広島米子線日野郡日野町本郷四八四の二番地地先から同地内五六番地地先までの間	一〇〇メートル	三〇キロメートル

を

番地地先まで七〇〇メートルの間、並びに同市加茂町二丁目五一番地地先から同市明治町四〇番地地先まで七〇〇メートルの間及び同市車尾八二五番地地先まで五〇〇メートル間は時速毎時二五キロメートルとする	旧市内一円	三〇キロメートル
一級国道九号線米子市西福原二〇二番地地先から米子市祇園町二丁目三三の一番地地先まで二、八〇〇メートルの間及びこれに連絡する旧市内各道路(米子市久米町五八番地地先から同市祇園町二丁目一七番地地先まで八五〇メートルの間を除く。)		
二級国道岡山松江線日野郡根雨町大字根雨一四一番地地先から同地内九〇七の三番地地先までの間	一、〇〇〇メートル	二五キロメートル
二級国道広島米子線及び石見生山停車場線日野郡日南町大字生山四九八番地地先から同地内一五六番地地先までの間	七〇〇メートル	二五キロメートル
二級国道広島米子線日野郡日野町大字本郷四八四の二番地地先から同地内五六番地地先までの間	一〇〇メートル	二五キロメートル

に

二級国道広島米子線日野郡日野町黒坂一、八六番地地先から同地内一、三〇〇番地地先までの間	一、一〇〇メートル	三〇キロメートル
二級国道広島米子線日野郡日南町矢戸一、一七二の二番地地先から同町三栄一、七三〇番地地先までの間	四六〇メートル	三〇キロメートル
県道米子石見新見線日野郡日南町中石見九〇の一番地地先から同町上石見七七二番地地先までの間	七〇〇メートル	三〇キロメートル
二級国道広島米子線日野郡日南町多里六三八番地地先から同町萩原一、一五九番地地先までの間	七五〇メートル	三〇キロメートル
二級国道岡山鳥取線八頭郡用瀬町大字安蔵一、〇四三番地地先から同地内一、〇一七の一番地地先までの間	二五〇メートル	二五キロメートル
二級国道岡山鳥取線八頭郡用瀬町大字安蔵一、〇四三番地地先から同町大字樟原三一六の一番地地先までの間、午前七時から午後六時までとする。	一五〇メートル	三〇キロメートル

改める。

に を に

6 駐車禁止の表中

県道鳥取停車場線鳥取市東品治町五八の一三番地地先から同市東品治町一一五の六番地地先までの間	同上	一八〇メートル	右同
一級国道二十九号線鳥取市東品治町一一三番地地先から同市上魚町三五番地地先までの間	同上	六九〇メートル	同上区間午前七時三十分から同九時まで及び午後四時から同六時までの間車両(軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(一)の区間駐車禁止
市道今町裁判所線鳥取市今町一丁目一番地地先から同市西町三丁目一〇一番地地先までの間	同上	一、二〇〇メートル	右同
県道羽合上井停車場線倉吉市上井三三三の八番地地先から同地内三一一の一番地地先までの間	同上	一五〇メートル	同上区間車両(軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(二)の区間駐車禁止
県道津山倉吉線倉吉市宮川町一一六番地地先から同市新町三丁目一、〇八三番地地先までの間	同上	一、一〇〇メートル	同上区間午前七時三十分から同九時まで及び午後四時から同六時までの間車両(軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(三)の区間駐車禁止

に を



改める。

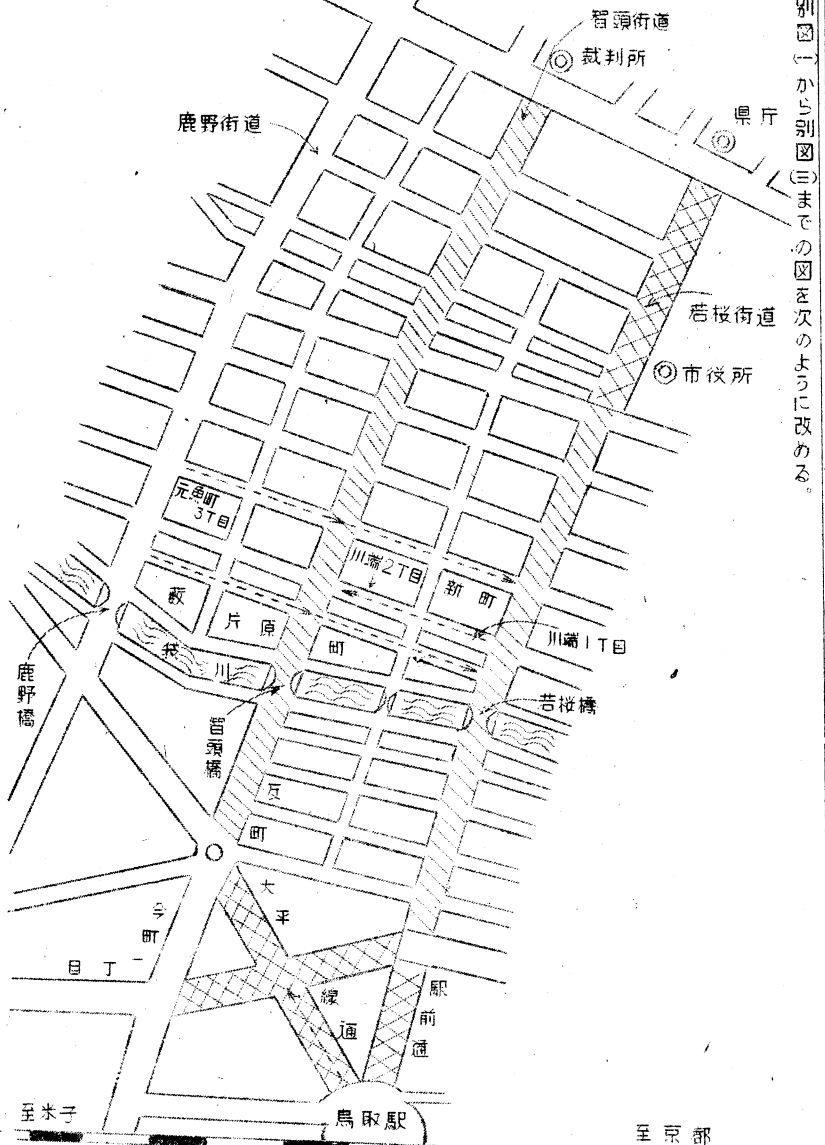
二級国道岡山松江線、市道車尾茶町線米子市糀町二丁目一五番地地先から同市博労町二丁目一〇六番地地先までの間	同上	四五メートル	右同
市道茶町祇園町線米子市茶町一二番地地先から同市大工町一二番地地先までの間	同上	三四メートル	右同
市道東町通線米子市東町一〇五番地地先から同市法勝寺町四四番地地先までの間	同上	三三〇メートル	同上区間午前七時三十分から午後六時までの間車両(軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(自)の区間駐車禁止
市道市役所横灘町橋線米子市中町二〇番地地先から同地内八七番地地先までの間	同上	二九〇メートル	同上区間午前七時三十分から午後六時までの間車両(軽車両を除く。)は市役所側のみ駐車を禁止する。別図(自)の区間駐車禁止
市道加茂川筋線米子市東倉吉町八一番地地先から同市紺屋町一九番地地先までの間	同上	一九〇メートル	同上区間午前七時三十分から午後六時までの間車両(軽車両を除く。)は加茂川側のみ駐車を禁止する。別図(自)の区間駐車禁止

に

市道車尾茶町線米子市道笑町一丁目三〇番地地先から同市糀町二丁目一三三番地地先までの間	同上	二八〇メートル	右同
市道車尾茶町線米子市道笑町一丁目三〇番地地先から同市糀町二丁目一三三番地地先までの間	同上	二八〇メートル	右同
県道米子停車場線、一級国道九号線米子市明治町四〇番地地先から同市加茂町二丁目五〇番地地先までの間	同上	七〇〇メートル	同上区間午前七時三十分から同九時まで及び午後四時から同六時までの間車両(軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(自)の区間駐車禁止
一級国道九号線米子市加茂町三丁目五一番地地先から同市角盤町三丁目一番地地先までの間	同上	六〇〇メートル	右同
県道米子境線米子市角盤町二丁目一番地地先から同市角盤町三丁目二三番地地先までの間	同上	六九〇メートル	右同
二級国道岡山松江線米子市角盤町一丁目一〇五番地地先から同市糀町二丁目一番地地先までの間	同上	五七〇メートル	右同

を

別図(1)鳥取市市街地略図



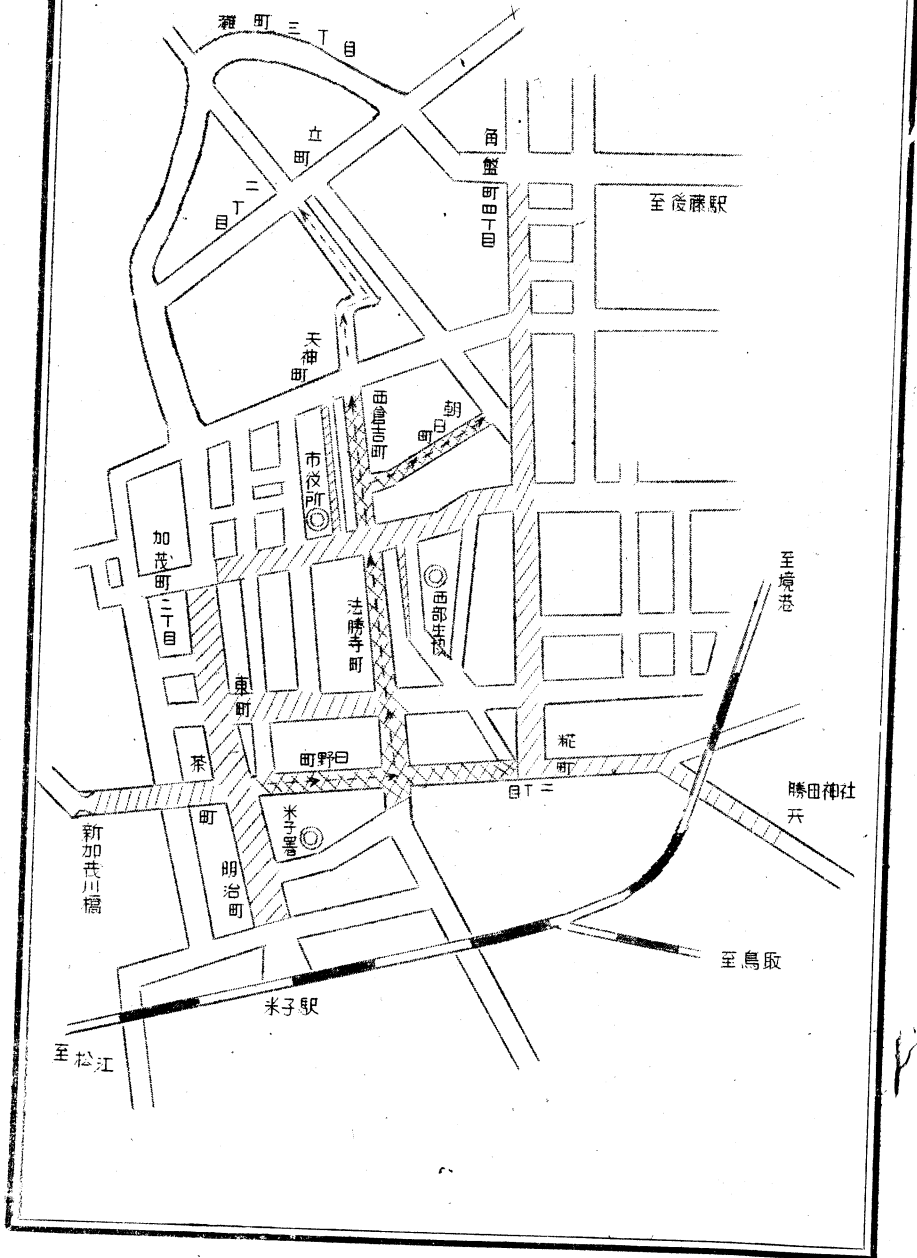
凡例 駐車禁止 (時間によるもの) (以下同じ)  
 (終日) (以下同じ)  
 一方通行の通行方向 (以下同じ)

別図(1)から別図(3)までの図を次のように改める。

場	7 警笛吹鳴の表中 削る。 横断歩道設置場所の表の次に次の表を加える。 警笛吹鳴区間	日野郡日南町大字生山字板井谷山六二五番地地先 六〇一番地地先
	8 横断歩道設置場所の表の次に次の表を加える。 警笛吹鳴区間	日野郡日南町大字生山字板井谷山六二五番地地先 六〇一番地地先
所	9 県道米子石見新見線日野郡日南町生山字板井谷山六二五番地地先から同地内六〇一番地地先までの間	
区間		五〇〇メートル

を

別図(3) 米子市市街地略図



別図(2) 倉吉市市街地略図

